

# PPP/PFIの推進について

平成29年8月1日



内閣府 民間資金等活用事業推進室 (PFI推進室)

# (1) PPP / PFIとは

## PPP/PFIの概念図

### PPP (Public Private Partnership)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るもの。

### PFI (Private Finance Initiative)

PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

#### 【類型】

公共施設等運営権制度を活用したPFI事業(コンセッション事業)

#### 【類型】

収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業(収益型事業)

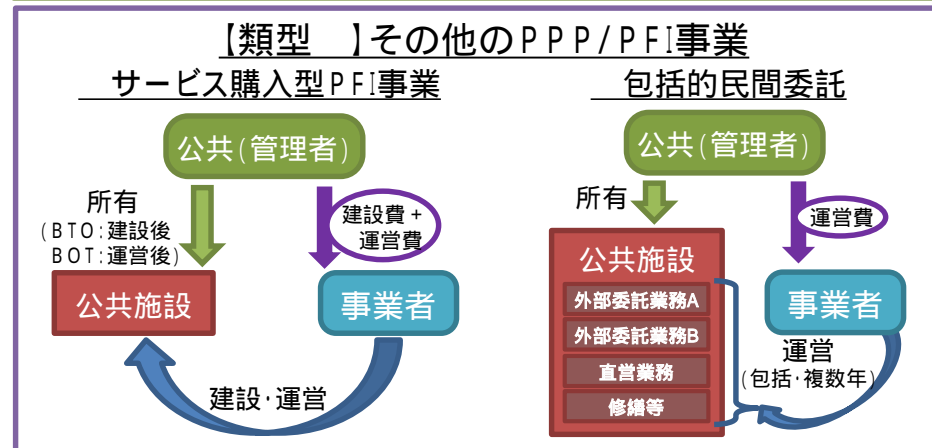
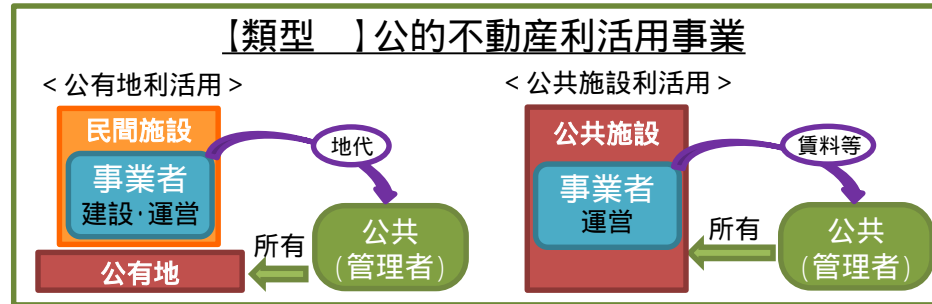
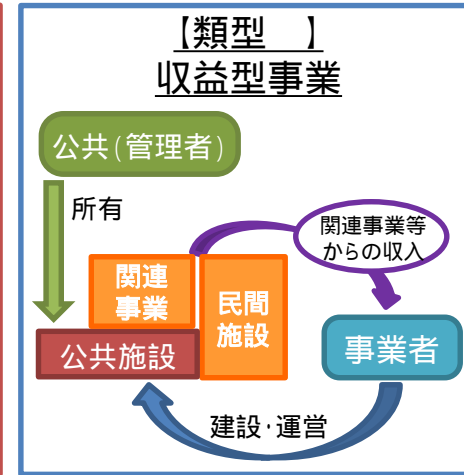
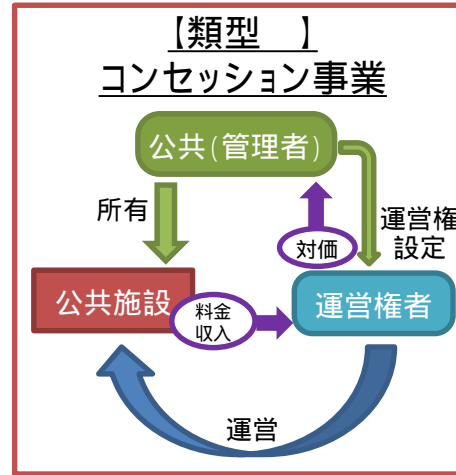
#### 【類型】

その他のPPP/PFI事業(サービス購入型PFI事業)  
(包括的民間委託)

#### 【類型】

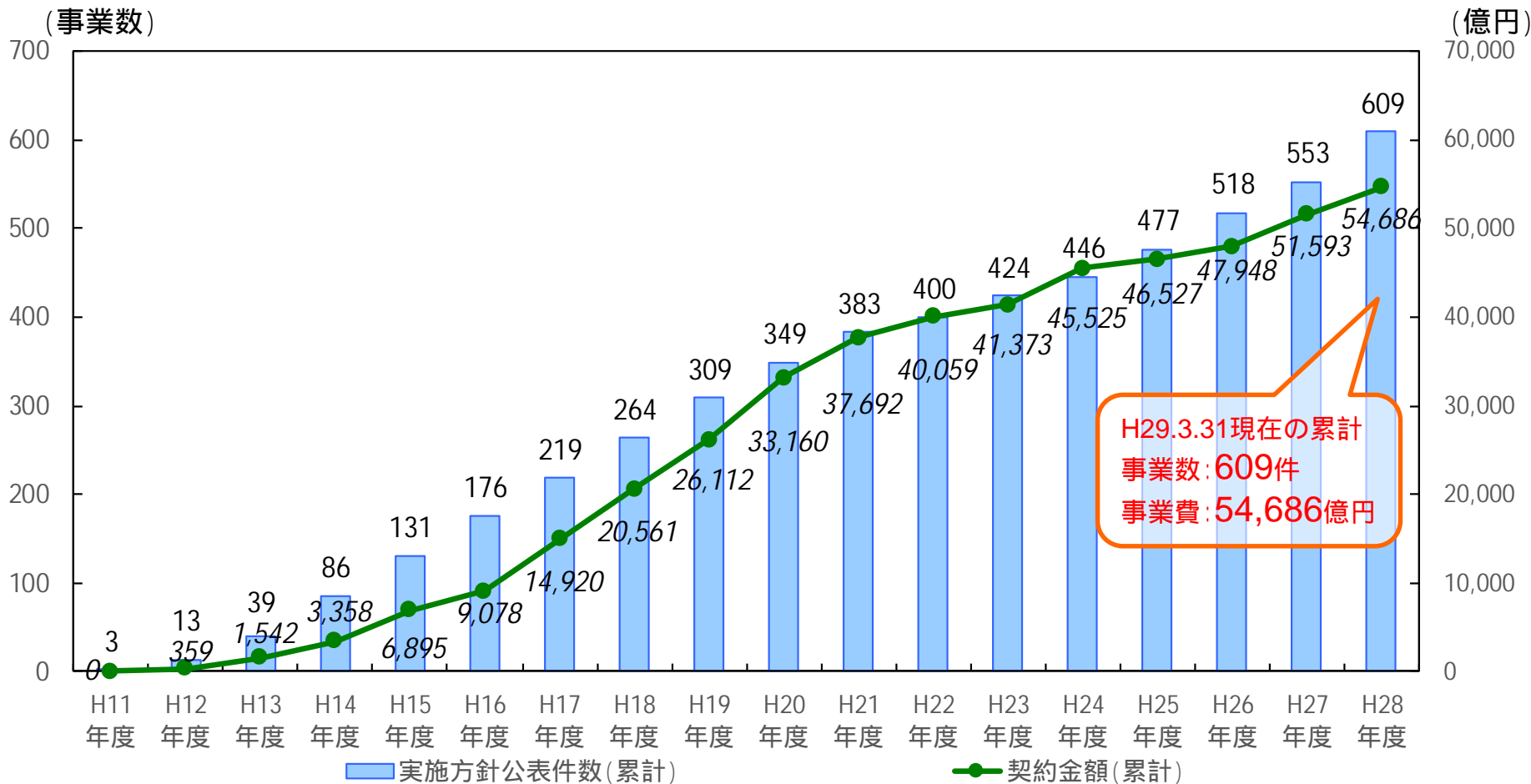
公的不動産の有効活用を図るPPP事業(公的不動産利活用事業)

## 各類型のスキーム図 (以下は、各類型の一例)



## (2) PFI事業の実施状況

### 事業数及び契約金額の推移(累計) (平成29年3月31日現在)



H29.3.31現在の累計  
 事業数: 609件  
 事業費: 54,686億円

- (注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- (注2) 契約金額は、実施方針を公表した事業のうち、当該年度に公共負担額が決定した事業の当初契約金額を内閣府調査により把握しているものの合計額であり、PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定)における事業規模と異なる指標である。
- (注3) グラフ中の契約金額は、億円単位未満を四捨五入した数値。
- (注4) これまで平成24年度以前の数値は一部の事業(BT方式、DBO方式、施設整備費を一括で支払う事業)を含めていなかったが、今次集計より平成25年度以後の数値との統一を図り、修正を行った。

## (3) PPP / PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)

背景

今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP / PFIが有効な事業はどの地方公共団体等でも十分に起こりうるものであり、また良好な公共サービスの実現・新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP / PFIの更なる推進を行う必要がある

ポイント

改定の

- ・ 推進のための施策として、新たに「**公的不動産における官民連携の推進**」を明記
- ・ 平成28年度のフォローアップにより**具体的施策をブラッシュアップ(優先的検討の更なる推進等)**
- ・ 空港をはじめとした従来のコンセッション事業等の**重点分野にクルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設**を追加

## PPP/PFI推進のための施策

## コンセッション事業の推進

コンセッション事業の具体化のため、重点分野における目標の設定  
独立採算型だけでなく、混合型事業の積極的な検討推進

## 公的不動産における官民連携の推進

地域の価値や住民満足度の向上、新たな投資やビジネス機会の創出に繋げるための官民連携の推進

- ・ 公園におけるPPP / PFI手法の拡充
- ・ 遊休文教施設の利活用
- ・ 公共施設等総合管理計画・固定資産台帳の整備・公表による民間事業者の参画を促す環境整備

## 実効性のある優先的検討の推進

公共施設等総合管理計画・個別施設計画の策定・実行開始時期に当たる今後数年間において、国及び全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定・運用が進むよう支援を実施

- ・ 国及び人口20万人以上の地方公共団体における的確な運用、優良事例の横展開の具体的推進
- ・ 人口20万人以上の地方公共団体が速やかに策定完了するよう支援実施
- ・ 地域の実情や運用状況を踏まえた人口20万人未満の地方公共団体への適用拡大

## 地域のPPP / PFI力の強化

- インフラ分野での活用の裾野拡大  
地域プラットフォームを通じた案件形成の推進
- ・ 運用マニュアルの周知による形成の働きかけ
  - ・ 広域的な地域プラットフォーム形成・運営の支援
  - ・ 民間提案の積極的活用
  - ・ 民間提案活用指針を平成29年度末までに策定
  - ・ 民間提案支援を平成29年度から実施
  - ・ 情報提供等の地方公共団体に対する支援
  - ・ バンドリング・広域化、公的不動産利活用事業の優良事例の横展開、ワンストップ窓口の強化・周知
  - ・ PFI推進機構の資金供給機能や案件形成のためのコンサルティング機能の積極的な活用

## コンセッション事業等の重点分野

空港【6件達成】、水道【6件：～平成30年度】、下水道【6件：～平成29年度】  
道路【1件達成】、文教施設【3件：～平成30年度】、公営住宅【6件：～平成30年度】  
クルーズ船向け旅客ターミナル施設【3件：～平成31年度】、MICE施設【6件：～平成31年度】

## 事業規模目標

21兆円(平成25～34年度の10年間)  
〔コンセッション事業7兆円、収益型事業5兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で実施を目指す)、公的不動産利活用事業4兆円(人口20万人以上の各地方公共団体で2件程度の実施を目指す)、その他事業5兆円〕

## PDCAサイクル

毎年度のフォローアップと事業規模や施策の進捗状況の「見える化」、アクションプランの見直し

改定版概要

## (4) 実効性のある優先的検討の推進に向けて

### 【背景】

公共施設等においては、老朽化による更新や統廃合の必要性が強まっており、今後当面の間は、PPP/PFIが有効な規模の事業は地方公共団体の人口規模に関わりなく十分に起こりうる。

公共施設等総合管理計画はほぼ策定が完了し、個別施設計画の策定から実行に入る今後数年間においてPPP/PFIの検討を行うことが重要である。

そのため、上記認識のもと、全ての地方公共団体で優先的検討規程の策定が進むことが強く期待される。

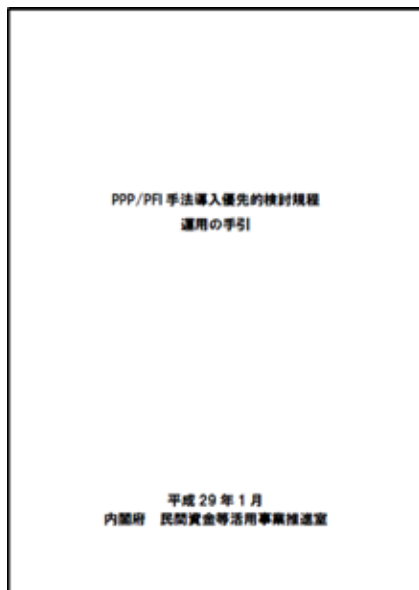
### 【優先的検討規程の策定状況(平成29年3月末現在)】

人口20万人以上の地方公共団体 67.4% (全181団体中122団体が策定)

人口20万人未満の地方公共団体でも、24団体が策定済<sup>( )</sup>(東北地方では秋田県鹿角市が策定済)。

( )「平成29年3月末までに策定見込み」と回答した団体も含む

### 【PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引】



地方公共団体の皆様が優先的検討を効果的に実施するための手引書で、平成29年1月に策定

本手引は以下の3章で構成

・第1章<基礎編>

適切なPPP/PFI手法の選択や簡易な検討における数値の設定に有用な具体的な事例や参考となる考え方を掲載

・第2章<応用編>

収益型事業やコンセッション事業を推進する場合における優先的検討方法・留意点、庁内推進体制の先進事例等を掲載

・第3章<事例編>

事業分野別のPPP/PFI事業の事例、収益型事業やコンセッション事業の事例を掲載 小中学校やスポーツ施設、上下水道など全12分野56の詳細事例を掲載

➡ 詳細はPFI推進室HPをご参照ください: <http://www8.cao.go.jp/pfi/>

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

### 1．関係者の責務の明確化

- (1)国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2)都道府県は水道事業者等(水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3)水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

### 2．広域連携の推進

- (1)国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2)都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3)都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

### 3．適切な資産管理の推進

- (1)水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2)水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3)水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4)水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

### 4．官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権 を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

### 5．指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定 に更新制(5年)を導入する。

各水道事業者は給水装置(蛇口やトイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3.(2)は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日まで、適用しない。)

# 財政融資資金の繰上償還について

財政融資資金は、国が市場で調達した財投債（国債）等を原資として、収支相償の考え方の下、貸付金利を調達金利と同一とした貸付けを行っている。

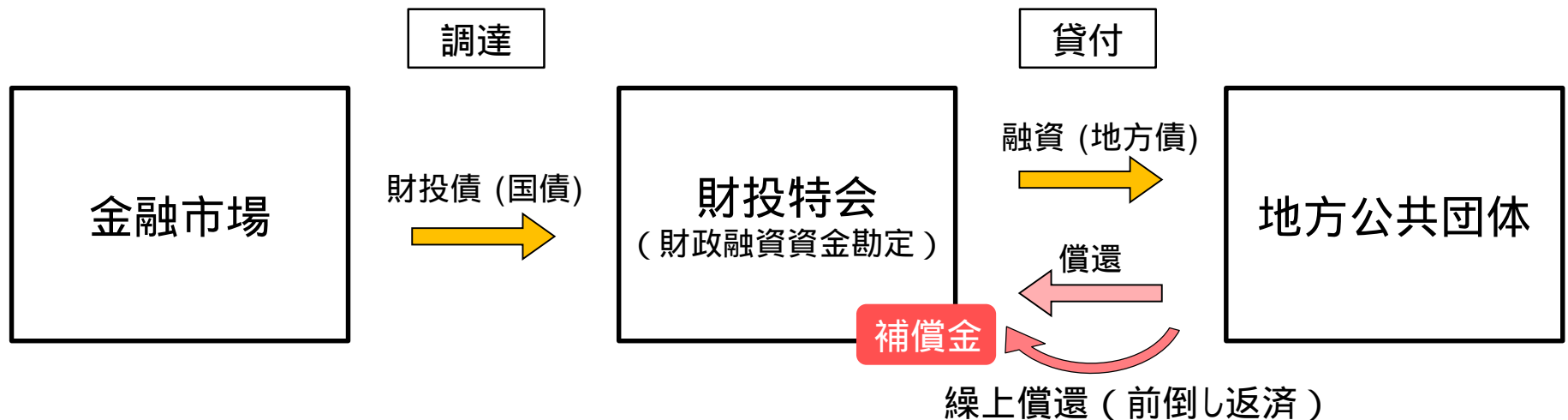
そのため、地方公共団体が繰上償還をする際は、国が被る損失（調達利息と再運用利息の差額）に対応する補償金を支払う必要がある。

『繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入』と『繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行うことにより得られる利息収入』の差額

補償金を免除して繰上償還をするためには、財政法の規定により、法律に基づく必要がある。

財政法第8条 国の債権の全部若しくは一部を免除し又はその効力を変更するには、法律に基くことを要する。

## 財政融資資金の仕組みと繰上償還



(注) なお、地方公共団体金融機構資金の補償金についても、同様の仕組みである。

# 「集中取組期間」における上下水道コンセッションの支援（案）

## 【未来投資戦略2017】（平成29年6月9日閣議決定）

地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を促進する観点から、一定の期間を設け、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、PFI法について、来年度から適用されるよう必要な措置を講ずる。

### 1 支援の基本的な考え方

上下水道事業については、今後、人口減少に伴う収入減、老朽化に伴う施設・設備の大量更新等が課題。

長期にわたる運営権の設定により、更新投資を含めた広い範囲で、民間目線の経営を可能とするコンセッションの導入を促進。これにより、上下水道施設等の持続可能性確保・効率性向上。

「集中取組期間」を設け、今後の横展開の呼び水となる一定の「先駆的取組」（ファースト・ペンギン）を特例的に支援、案件形成にドライブをかける。

### 2 立法措置等

支援につき、平成30年度にPFI法改正による立法措置を講じることを前提として、政府部内で検討を進める。



# 「集中取組期間」における上下水道コンセッションの支援（案）

## 3 支援対象事業

「先駆的取組」として、運営権者が 事業期間中の更新投資に責任を持ち、 事業開始時に運営権対価(注1)を一括払いするコンセッションであって、 以下(イ)～(ハ)のすべての要件を満たす事業

(イ)人口減少:「将来推計人口」が大きく減少(団体区分別で全国平均以上減少)する地方公共団体の地方公営企業が行う事業

(ロ)厳しい経営環境:「企業債残高対給水収益比率(企業債残高対事業規模比率)」、「有形固定資産減価償却率」又は「管路経年化率(管渠老朽化率)」のいずれかが類似団体平均以上の事業

(ハ)自助努力:「料金回収率(経費回収率)」が類似団体平均以上(注2)の事業

(注1)運営権対価には、PFI法第20条に基づく建設費等負担金を含む。以下同じ。

(注2)今は類似団体平均未満だが、今後、類似団体平均以上に料金引き上げが確約された事業を含む。この場合、上記(ロ)について企業債残高対給水収益比率(企業債残高対事業規模比率)を適用するときは、料金引き上げ後に、類似団体平均以上であることが必要

## 4 支援対象債権

支援対象事業に係る公営企業債のうち、金利3%以上で財政融資(旧資金運用部)資金(注3)が引き受けているもの。このうち、一括払いで受け取る運営権対価の額を、補償金免除繰上償還の上限とする。

(注3) 地方公共団体金融機構(旧公営企業金融公庫)資金についても、同様の支援(後述7を除く)を講ずるよう、政府から要請。

## 5 支援対象期間

3年間の「集中取組期間」の時限措置とし、この期間内に必要な条例を制定(議会で議決)

早期の案件形成促進の観点から、コンセッション導入の時期等によって免除額の扱いを区別することが考えられる。

# 「集中取組期間」における上下水道コンセッションの支援（案）

## 6 支援規模

個々の地方公共団体の取組状況やアクションプランの目標件数も踏まえ、何らかの定量的な支援規模を設定する必要。

## 7 その他

支援対象事業に対する新規貸付けは、3年間停止。

コンセッション導入による補償金免除繰上償還を受ける地方公営企業は、公募により運営権者を決定することとし、公募プロセスにおいて複数社からキャッシュフロー改善計画の提出を求めた上で、運営権者を選定。選定された民間事業者（運営権者）の提案を踏まえて経営改善計画を策定し、キャッシュフロー改善目標を設定することとし、達成できなかった場合、一定のペナルティ措置を講じる。

（ 法律事項を含むことから、今後の検討・調整により、技術的修正が生じることがあり得る。 ）



## 内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）

---

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎中央合同庁舎第8号館14階

TEL : 03-6257-1654

FAX : 03-3581-9682

URL : <http://www8.cao.go.jp/pfi/>